

江府町条例第16号

江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和6年12月16日

江府町長 白石 祐 治

江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例(平成11年3月26日条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第42条 略</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(設置者の責務)</p> <p>第45条 略</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第42条 略</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(設置者の責務)</p> <p>第45条 略</p>

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、水道法施行規則第55条の規定に掲げる管理基準に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、1年以内ごとに1回、定期に法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の指定する者又は町長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けるものとする。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、水道法施行規則第55条の規定に掲げる管理基準に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、1年以内ごとに1回、定期に法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は町長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。